

議案第26号 和解案の受諾について

1 事件名 徳島地方裁判所平成30年（ワ）第419号保証債務履行請求事件

2 当事者 原告 小松島市

被告 A

3 和解案

- (1) 被告は、原告に対し、原告と訴外B（以下「主債務者」という。）との昭和52年3月15日付け住宅新築資金等貸借契約（以下「本件第1契約」という。）及び同年6月30日付け住宅新築資金等貸借契約（以下「本件第2契約」という。）に基づく主債務者の各貸金返還債務、利息債務及び損害賠償（違約金）債務について、原告との間で、それぞれ、主債務者と連帯して債務を負担するとの合意（以下「本件各連帯保証契約」という。）をしたことを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、本件各連帯保証契約に基づく保証債務の履行として、本件第1契約の昭和60年5月31日返還期限分から昭和62年6月30日返還期限分のうち、元金33万6824円、本件第2契約の昭和61年3月31日返還期限分から昭和62年5月31日返還期限分のうち、元金31万3176円の合計65万円の支払義務があることを認め、同金員を令和2年4月30日限り、「小松島市会計管理者」名義の阿波銀行小松島支店の普通預金口座（口座番号0950415）に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 被告は、前項の弁済による代位により、原告が別紙物件目録記載の各不動産に対して有する本件第1契約及び本件第2契約に基づく各債権を被担保債権とする抵当権の実行をする場合には、事前に原告の書面による同意を得るものとする。
- (4) 原告と被告は、本件第2契約に基づく貸金返還債務のうち、昭和57年7月

31日返還期限分のうち1万3425円及び同年8月31日返還期限分から昭和61年2月28日返還期限分までがいずれも時効により消滅したことを確認する。

(5) 原告は、その余の請求を放棄する。

(6) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

別紙

物件目録

1
所在地 小松島市
地番 番
地目 雑種地
地積 149平方メートル

2
所在地 小松島市
家屋番号 番
種類 居宅
構造 木造スレート葺2階建
床面積 1階 45.09平方メートル
2階 25.67平方メートル

事件の概要（参考）

1 訴えの提起

被告が保証債務の履行をしないため、平成 30 年 12 月 3 日、平成 30 年 12 月定例会議に議案第 93 号として訴えの提起を提案し、同月 17 日、議会の議決（可決）を得たため、同月 27 日、徳島地方裁判所へ訴状を提出した。

なお、主債務者は平成 24 年 11 月 27 日に死亡し、相続人が、全員相続放棄しており不存在であるため、平成 29 年 6 月 15 日、抵当権設定不動産について、特別代理人選任のうえ、担保不動産競売を申し立てたが、2 回の売却実施後、無剰余取消となった。無剰余取消後、被告及び訴外連帯保証人に書面を送付し、本件保証債務の履行を請求したところ、反応があり、折衝の結果、訴外連帯保証人とは、毎月 3 万円の納付誓約（現在、履行中）に至ったが、被告とは、交渉決裂となったものである。

2 和解勧告（和解案）

平成 31 年 2 月 14 日、第 1 回口頭弁論から裁判が始まり、令和 2 年 1 月 16 日第 7 回弁論準備手続までの期日を経て、令和 2 年 2 月 17 日、審理の結果認められる当事者間の権利関係及び手続の経過並びに被告の資力等を踏まえたうえで、裁判官から和解勧告が出され、和解案が示された。

3 本市の対応

被告との和解及び前項の和解案について検討した結果、受諾する方向となった。

4 被告の対応

被告は、すでに徳島地方裁判所へ和解案受諾の意思表示をしている。